

別表十七（二の二）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2（第3項を除きます。）若しくは第66条の5の3（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人が令和4年改正前の措置法第66条の5の2（第3項を除きます。）若しくは第66条の5の3（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「支払利子等の額1」は、措置法第66条の5の2第2項第2号に規定する支払利子等の額を記載します。
- 3 「外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度に係る損金算入額のうち、支払利子等の額に相当するもの3」は、措置法第66条の5の2第8項第1号ロに掲げる金額を記載します。
- 4 「支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額（(8)及び(9)に該当するものを除く。）5」は、措置法第66条の5の2第2項第3号イに定める金額を記載します。
- 5 「一定の公共法人に対する支払利子等の額((8)及び(9)に該当するものを除く。）6」は、措置法第66条の5の2第2項第3号ロに定める金額を記載します。
- 6 「生命保険会社及び損害保険会社の締結した保険契約に係る一定の支払利子等の額8」は、措置法令第39条の13の2第13項各号（対象純支払利子等に係る課税の特例）（同条第37項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる金額を記載します。
- 7 「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額等の計算」の各欄は、措置法令第39条の13の2第8項に規定する除外対象特定債券現先取引等に係るものにつき、その対象となる債券の種類又は名称ごとに、同条第9項に規定する平均負債残高、その除外対象特定債券現先取引等に係る同条第10項に規定する対応債券現先取引等に係る資産に係る同項に規定する平均資産残高、措置法第66条の5の2第2項第3号ハに掲げる支払利子等の額及びその対応債券現先取引等に係る措置法令第39条の13の2第23項に規定する受取利子等の額を記載します。
- 8 「特定債券利子等の額18」は、措置法第66条の5の2第2項第3号ホに規定する特定債券利子等（以下「特定債券利子等」といいます。）の額を記載します。
- 9 「(18)のうち特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額（(19)に該当するものを除く。）20」は、「18」の金額のうち、その法人から特定債券利子等を受ける者の措置法第66条の5の2第2項第3号イに規定する課税対象所得に含まれる特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除きます。）の額を記載します。
- 10 「(18)のうち一定の公共法人に対する特定債券利子等の額((19)に該当するものを除く。）21」は、「18」の金額のうち、措置法令第39条の13の2第7項に規定する公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除きます。）の額を記載します。
- 11 「(18)×(95%又は25%)23」は、特定債券利子等の額が、国内において発行された債券に係るものである場合には「又は25%」を消し、国外において発行された債券に係るものである場合には「95%又は」を消します。